

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、平成 19 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 試験の日時

### (1) 二級建築士試験

#### ア 学科の試験

平成 19 年 7 月 1 日（日）午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

#### イ 設計製図の試験

平成 19 年 9 月 16 日（日）午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

### (2) 木造建築士試験

#### ア 学科の試験

平成 19 年 7 月 22 日（日）午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

#### イ 設計製図の試験

平成 19 年 10 月 14 日（日）午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

## 2 試験の会場

### (1) 二級建築士試験

#### ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目 1-1

#### イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山 111

### (2) 木造建築士試験

#### ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目 1-1

#### イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山 111

## 3 試験の内容

### (1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

### (2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

## 4 受験申込手続

### (1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成 16 年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

#### ア 受付期間

平成 19 年 4 月 1 日（日）午前 10 時から同月 6 日（金）午後 4 時まで

#### イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を

入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成 19 年 4 月 9 日 (月) から同月 13 日 (金) までの午前 10 時から午後 4 時まで  
社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目 375

(イ) 平成 19 年 4 月 9 日 (月) 及び同月 10 日 (火) の午前 10 時から午後 4 時まで  
米子コンベンションセンター 米子市末広町 294

イ 申込方法

受験申込は、原則として、受付場所において申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行うこと。

5 合格者の発表及び可否の通知

平成 19 年 12 月 6 日 (木) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。  
なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年 8 月 28 日 (火) (予定) に、木造建築士試験は同年 9 月 11 日 (火) (予定) に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成 19 年 4 月 2 日 (月) から同月 13 日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目 375

鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町 2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糀町一丁目 160

社団法人鳥取県建築士会中部支部 倉吉市福庭町一丁目 101 (有限会社井手添建築設計事務所内)

社団法人鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目 126 (株式会社桑本建築設計事務所内)

(2) 設計製図の試験の課題は、平成 19 年 6 月 13 日 (水) (予定) から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、15,100 円とし、試験案内を確認の上、納付すること。

(4) 問合せ先

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目 375 電話 0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第 1 課 (電話 03-5524-3105) にその旨を申し出ること。